

水源連緊急声明

国土強靱化法案を廃案に！

2013年12月2日
水源開発問題全国連絡会

自民党単独提案に始まった「国土強靱化基本法案」は、衆議院での審議で、公明党、生活の党と共に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」と修正され、可決しました。

この法案では、次のような手続で公共事業が決定されていきます。

- 1 内閣に内閣総理大臣を本部長、国土交通大臣らを副本部長、副本部長以外の大臣を部員とする「国土強靱化推進本部」を設置する。
- 2 国土強靱化推進本部は、みずから定めた指針に基づき「脆弱性評価」を行う。
- 3 国土強靱化推進本部が「脆弱性評価」にもとづき、国土強靱化基本計画の案を作る。
- 4 政府が国土強靱化基本計画を作る。

これらの手続について、会議の公開や一般住民の参加は保障されていません。ですから、必要性が稀薄、自然環境へ悪影響をもたらす、地域社会を破壊する・・・として私たちが反対してきたダム事業も、密室で、一部の政治家・官僚の「利権」のために「合法」として強引にすすめられてしまいます。これまでに地元の反対で中止になった事業が、「脆弱性」を克服するとの名目で「復活」する可能性もあります。地方公共団体は、国土強靱化基本計画の案について意見を言うことができますが、「ひも付き補助金」の復活などにより自主的な判断をしにくい立場におかれている地方公共団体が国の動きに「歯止め」をかけることができるのか、心配です。

国は1960年制定の治山治水緊急措置法(2003年に社会資本整備重点計画法に統合)に始まり、1961年制定の水資源開発促進法、河川法、砂防法などを根拠に「国民の生命・財産を守る」として2700を越えるダム建設や砂防事業、河川改修事業を行ってきました。

今改めて防災・減災のために国土強靱化法案を成立させる必要があるとするならば、これまでの政策や投資は何だったのでしょうか。今や、既存の施設での老朽化が急速に進み、新規事業に費やす余裕は生態系にも財政にももはやありません。

現在、路木ダム、石木ダム、立野ダム、平瀬ダム、山鳥坂ダム、内ヶ谷ダム、設楽ダム、八ッ場ダム、南魔ダム、最上小国川ダム、成瀬ダム、サンルダム、平取ダムなど高度成長期に計画された時代錯誤な事業が、捏造された根拠で、時に強制収用によって進められています。

私たちはこれらのダム事業中止に向けた取組みに邁進すると共に、主権者による制御が全く効かない国土強靱化法案を廃案に追い込むことを関係各位に強く求めます。

連絡先 水源連事務局 045-877-4970 mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp